

磐田市立総合病院・中東遠総合医療センター

令和7年1月10日から産科における救急当直が一部当番制になります

近年、働き方改革が社会全体で進められており、令和6年4月には医師の働き方改革の新制度が施行されました。働き方改革に取り組みながら中東遠地域の分娩体制を維持していくため、令和7年1月10日から産科における金曜日診療時間外の救急当直を当番制に変更します。

磐田市立総合病院	毎月 第1・3・5金曜日 17時～翌日8時15分
中東遠総合医療センター	毎月 第2・4金曜日 17時～翌日8時15分

※金曜日以外は、いずれか受け入れが可能な病院に搬送されます。

※当番病院で受け入れが困難な場合は、聖隷浜松病院や浜松医科大学病院へ搬送されます。

※いずれかの病院を「かかりつけ」として通院している妊婦さんは、かかりつけ病院に搬送されます。

照 会 健康づくり課 ☎0537^⑤1123

令和7年4月1日からJR運賃の精神障がい者割引制度が開始します

対 象

精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第一種または第二種の記載かつ写真の貼付のあるもの)をお持ちの人

第一種：精神障害者保健福祉手帳1級

第二種：精神障害者保健福祉手帳2級または3級

利用手続きの流れ

①福祉課窓口で手続き

(第一種または第二種の記載、写真の貼付)

②JRの窓口で乗車券類を購入

※令和7年4月1日以降

制度の概要

①一人で利用する場合(片道の営業キロが100キロを超える場合)

対象者	対象の乗車券類	割引率
第一種精神障がい者 第二種精神障がい者	普通乗車券	5割

②介護者と一緒に利用する場合

- ・介護者は対象者と同一区間の乗車券類を購入できます。
- ・割引となる介護者は1人です。

対象者	対象の乗車券類	割引率
第一種精神障がい者	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券(小児定期乗車券を除く。)	5割
12歳未満の第二種精神障がい者	定期乗車券(小児定期乗車券を除く。)	5割

照 会 ▶割引内容や利用方法について JRまたは各鉄道会社へお問い合わせください
▶手帳への区分明記や手続きについて 福祉課 ☎0537^⑤1121